

午前 10 時 36 分 開会

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 2 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15 番 堀口武視議員、20 番 山内 馨議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告しておきます。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 21 番 南 良徳君、22 番 西浦 修君の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 5 月 16 日 1 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 5 月 16 日 1 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成 9 年第 2 回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政各般にわたり何かと御尽力いただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

なお、本臨時会におきましては、報告第 1 号、専決処分の承認を求めるについてほかの報告案件につきまして御審議をお願いいたします。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

議長（林 治君） この際お諮りをいたします。

本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成8年度の実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額の変更等の必要から、歳入歳出予算について補正措置を専決処分したものでございます。

内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。3ページをお開き願います。

まず、歳入歳出の総額にそれぞれ484万6,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ239億3,234万2,000円としたものでございます。

歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。恐れ入りますが、17ページをお開き願います。

総合福祉文化センター・建設事業費でございますが、これは市債の減額及び大阪府市町村振興補助金が交付されることに伴いまして、財源内訳に変更が生じたことによる補正でございます。

次に、20ページ下段から21ページ上段にかけて、塵芥処理費のうち負担金補助及び交付金3,540万4,000円の減額でございますが、これは市道菟砥橋海岸線改良事業について泉南清掃事務組合より施行依頼があり、本市において事業を実施することになったため、当事業費のうち本市負担分について減額措置をしたものでございます。

次に、26ページをお開き願います。柳谷川改修事業費の公有財産購入費1,290万円でございますが、これは当河川の改修に伴い市有地の買い増しが必要となったことによる補正でございます。

次に、27ページから28ページにかけての樽井駅周辺地区再開発等調査費でございますが、これは大阪府市町村振興補助金及び大阪府貸付金の支援が認められたことに伴う補正でございます。

次に、34ページの諸支出金2,386万円でございますが、これは公共施設整備基金以下各基金につきまして、積立金より生ずる財産運用収入などを基金に積み立てるための補正でございます。

なお、地方債の追加及び変更につきましては10ページから12ページにかけて、また歳入につきましては13ページから16ページにかけて記載をしているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3番（小山広明君） 今回の臨時会の中で報告議案が提案されとるわけなんですけど、臨時会にこういう報告議案を上げることについてのお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですが、地方自治法の中に臨時議会の扱いについて述べられておるわけなんです。これは自治省監修の解説の中にあるんですが、特に期限をつけないで継続審議、審査に付された事件は次の議会までに継続すると解され、この場合、次の議会とは次の定例会を意味するということのように書かれておるんです。この臨時議会は、4月17日に2人の現職議員が贈収賄事件で逮捕されて、その明くる日に私たち議員が臨時会の招集を1つは辞職勧告決議案、1つはこの事件の調査特別委員会の議案をつけて市長に申し入れたわけなんですけど、そのときに市はそれを受け取りまして、その後に関われました21日の代表者会議で、きょう提案してお

ります報告議案をしないといけないので、2週間ほど臨時議会の開会を待ってほしいということをおっしゃいました。

そのときにも議論したんですが、次の議会とは常識的には定例会議ではないのかということをおっしゃったんですが、理事者の方は、臨時議会も定例会議も区別がないんだということで2週間開催を待ってほしいということをおっしゃられたわけなんですけど、今ここで私が読み上げた点と絡んで、私はやっぱり市民の皆さんがこの事件を議会としても早急にどうであったのかということをお調べしてほしい、ちゃんと議論してほしいということの要求があることは当然で、やはり早くこのような本会議を開くべきだと思って、我々は逮捕の明くる日にそれをしたわけなんです。

しかし、そういうようなことで2週間待ってほしいと言いながら、24日になって、いわゆる辞職勧告決議案は議案としては好ましくないということで、また100条についてもだめだというような回答があって、我々は再度調べたわけなんですけど、確かに辞職勧告決議案は、臨時議会を招集する議案としては適当でないということはいろいろの文献で明らかになったわけなんですけど、一方100条については、これはできるということで、きょうの臨時議会の開催になったわけです。そういう点からすると、理事者はこの事件に対しても、やっぱり市民に対して理事者としてきちっと説明をする1つの責任があると思うんですが、私は理事者がこの事件に対して、こういう本会議の場できちっとした議論をすることに積極的でないんじゃないかなという危惧をおっしゃるんですが、そういう点も含めてお答えをいただきたいと思っております。

それから、議案の説明の中で若干御質問いたします。

全体的には484万6,000円という補正で少ないんですが、中身を見ますと、市債に振り替わるとるものとか、それからまた基金の問題でも2億3,000万というような問題があったりして、中身はかなり大きな金額の振れがあるんですが、その点をもう少し詳しく御報告いただきたいのと、それから福祉センターをこの7月1日から市民の皆さんに御利用いただくということですが、この面についても補正されておるわけですが、この補正の内容について詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それから、今回農業公園についても補正がされておるんですが、ちょっと農業公園の現状について、もう少し詳しく御報告をいただきたいと思

ます。りんくうタウンでもせっかく分譲したとこがなかなか分譲できないという問題があって、農業公園もそういう問題が絡んでおるわけなんです。が、今の農業状況の中で、農地を山の上につくって果たして農業者がそれを購入して経営をやっていけるのかどうか、そういう環境がかなり変わっておると思いますので、その辺の事業の現在の状況について御報告をいただきたいと思います。

それから、樽井駅前の予算も上がっておるわけなんです。パチンコ屋さんが今つぶれて広がっておるんですが、あそこに絡む予算と思うのですが、あそこの事業の内容についても御報告をいただきたい。

それから、あれは中小路岡田線ですか、最近開通をしたということですが、新聞にも、大変長期間の年月をかけてやっと開通したことは地方自治の中で珍しいという、ある意味で皮肉られた報道がなされておったんですが、もう一方の前々から懸案になっております砂川樫井線ですね。これも予算が上がるとるんですが、これは工場の買収との関係が予算の中にあるのかどうか。工場を今までの議論の中ではどこかほかのところに移設をして、その移設に関してその対象物件が、泉南市が都市計画をした後にそういう工場の設備が設置されたということで、この買収問題をめぐっては、きちっと疑いのないようというんか、疑問のないようにきちっとしてもらいたいと思うんですが、その辺の進捗状況についても御説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員から御質問ありましたうちの臨時議会の招集に関する理事者側の対応ということでお答えしたいと思いますが、まず専決の報告につきまして2週間ほどかかるということでも当初対応させていただいたということですが、これは先ほど議員もおっしゃいましたように、3月31日付の専決案件を6月の定例議会で御報告するということが通常の実務になっておりまして、今回もそういう形で考えておりましたところ、臨時会の開催ということが出てまいりましたので、それに向けて事務作業をするために一定の期間が必要であるということをお願いを申し上げたところでございます。これは、先ほど議員の方からも申されましたように、報告については速やかにということですので、臨時会であろう

とも、あればその場で報告すべきであるということは、行政実例等でも我々の方で確認をいたしておりますので、今回御報告をさしていただいております、こういうことでございます。

それから、当初臨時議会の請求がございまして、1つは議員の辞職勧告決議と、それから100条調査と、2点につきまして請求があったということでございます。確かに最初いただきましたときは、そういう形で我々の方で受けさしていただいたわけですが、それが急にそういう形で申し入れがございましたので、それを受けた上で内容的に検討をさしていただいたところ、議員辞職勧告決議につきましては、これは議会の権限に属するものであっても、いわゆる法的根拠のない議会の意思決定にとどまる事実上の行為であるということで、臨時議会として付議すべき事件とは言えないという解釈が示されておりましたので、それで改めてこの件については難しいというお答えをさしていただいたところでございます。

それから、100条調査につきましても、この解釈自体いろいろございますけれども、当初お示しいただいたのは、贈収賄事件に係る100条調査という形で出ておりましたので、これにつきましては議員相互間の贈収賄事件ということで、本来の100条の対象ではないのではないかということで、これについても若干の疑問があるということで一度回答をさしていただいた。その上で改めてそれに関する市空港関連事業という形で訂正されて申し入れがなされましたので、我々としては、これは臨時会を招集する項目であるという確認をいたしまして、そこから速やかな手続をとらしていただいた、こういうことございまして、臨時会につきまして非常に消極的な態度であるとかいうことは一切ございませんので、あくまで事務的な都合におきましてこの一定の期間が必要になったということでございますので、御了解を願いたいと考えております。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず今回の補正の内容でございますが、従来では3月末に専決処分をいたしたものを6月に報告さしていただいておりますのでございまして、今回臨時議会ということで時期が早まったということで、今回の補正の内容につきましては、事業が確定したことに伴います起債の限度額に変更が生じたもの、また決算見込みによります経費の執行残による減額などにより、補正措置を専決処分さしていただきました。

しかし、今回の補正につきましては、今申し上げましたように時間的な制約もございまして、執行残等の不用額については、今回補正では計上さしていただいております。

また、歳入等補正の中身でございますが、まず歳入につきましては、事業の確定に伴いまして府補助金の増額があったこと。主に府の振興補助金等でございます。それと、繰入金の減額につきましては、投資的事業におきまして市町村振興補助金及び起債許可額がふえたため、一般財源として充当を予定しておりました基金等からの繰入金を減額さしていただいたということで、基金等で調整をさしていただいたということが内容でございます。

それと、総合福祉センターの関係でございますが、これにつきましても、事業費の減額というんですか、入札減というような形で事業の総額が若干縮まったということで起債の減額をさしていただいたと。それとあわせて、市町村振興補助金がいただけるようになったということで、その分を計上さしていただいたというような形でございますので、その辺よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、小山議員の御質問の農業公園の現状についてということでございますが、現在農業公園につきましては、用地買収等の事業を行っております。具体的には、平成7年度から用地買収を進めております。平成7年度は、用地買収の事務並びに調整池建設に必要な工事用の進入路等の整備を行っております。8年度は、進入路の用地買収とかその辺を行った中で、調整池の一部建設工事も行っておりますのでございます。

それと、平成9年度以降でございますけれども、引き続き調整池の工事の完了を見たいというふうに考えておりますし、一部造成工事に着手をしてまいりたいというふうに考えておりますし、9年度引き続き残りの公園部分の用地買収を完了したいというふうに考えております。さらに10年度は、造成の完成並びに公園施設の設計等を予定いたしておるところでございます。そして、公園施設の具体的な整備につきましては、平成11年度以降で行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたのは、泉南市が行います公園部分でございますが、農地造成部分につきましても、9年度一部造成工事に入った後、造成部分についても公社の方で9年度以降で実施をしていくというふうに聞いておりますので、工事については十分調整をした中で進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、樽井駅前の関係でございますけれども、事業の内容についてということでの御質問だったと思いますが、平成8年度の予算で樽井の駅前のパチンコ店の用地買収費をいただき、既に契約も完了いたしておりますし、今回予算を上げさせていただいておりますのは、買い戻しの関係で起債がついたということで財源更正等行っているものでございます。

それで、樽井の駅前を今後どのようにするかということでございますが、現在パチンコ屋について8年度買収ができたということと、既買収地がかなりございます。そういう中で、今までの議会でも御答弁をさせていただいておりますし、また9年度にも予算をいただいておりますけれども、樽井駅前の暫定利用について現在検討を行っております。駅前の検討ということで、鉄道事業者——南海電鉄等も協議をほぼ終えておるところでございますが、具体的にはパチンコ屋とか既買収地についてロータリー部分を設けて、主に信達樽井線の方から出入りをするということで考えております。それと、一部旧の駅前通りからも出入りできるような形で現在調整を行っております。そういう中で、大型バス等については新しくできたロータリー部分の方へ我々としては持っていきたいなど。駅前の交通の混雑の解消を行ってまいりたいというふうに考えております。具体的に成案ができましたら、我々としては駅前対策特別委員会等へもお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

次に、道路につきましては道路課長の方から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 私の方から、砂川榎井線の関係につきましてお答えいたします。

平成8年度の事業の中で、いわゆる大型工場のものが入っておるのかということと、それから進捗状況はどうなってるんかということだったと思

うんですけども、平成8年度につきましては、いわゆる大型工場の関係の分は入っておりません。一部の改良工事と用地の買い戻し等でございます。

それから、進捗状況でございますけども、まずネックとなっております大型工場の件でございますが、現在我々の方で補償工法等につきましては企業者の大型工場の代表者の方と工法の調整というんですか、その辺のいわゆる補償交渉を精力的にやっておるという段階でございます。早い時期に交渉妥結というんですか、契約できるように今後とも引き続き努力をさしただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） じゃ、最後にしときますが、臨時議会の問題についてはきちっと答えてもらってないんですが、やはり18日に出した段階でちゃんとその辺は打ち合わせをして詰めて、趣旨的にはちゃんと整っておるわけですから、細部の内容というんか、出し方の要項については打ち合わせたらいいいわけですから、そういう点では大変残念です。やっぱりその時点でちゃんと臨時議会が開ける手はずを行政も我々提出者も一緒にやった方がいいんじゃないか。でないと、後の21日の代表者会議の議論とか、もうむだになるわけですから、その点はやはり私は納得できません。しかし、今後の議会、行政運営の中に生かしてもらいたいと思います。

以上で終わっておきます。

議長（林 治君） ほかにございせんか。———井原君。

1番（井原正太郎君） 私から1点だけもう一回確認したいんですが、ただいま小山議員の方から農業公園に関する質問がありました。市長の非常に大きな施策の1つでもありますし、我が泉南市にこういう立派な公園ができるということに関しては、非常にいいことだなと思う。ただ、その反面、最近マスコミでも特に問題になっております長崎の方の諫早湾での工事ですね。あそこに大きな農地、あるいは防災対策として大きな国の事業をやるうとしておるけども、これが今市民の方から非常に大きな反発を買っておるようなニュースが流れております。

私は何を心配するかといいますと、ただいまも事業部長からその見通しの説明があったんですけども、農地の造成工事が計画どおりに進められたとして、今この辺の泉南市の農地というのは、どんどん減反が進み、ある

いは農業従事者が離れていっておるというふうな事実を見たときに、この公園が立派にできたけども、後そこで従事される、また利用される方が本当にきちっと予定どおり見込まれるんかどうか、この辺が非常に心配でありまして、これが草ぼうぼうになって、そして大きな皆さんの税金なりお金が浪費されたなというふうなことになるかどうか。ということとあわせて、もしそういうふうなことがあった場合に、謙虚に政策を変えていく必要、そういう柔軟性も今問われておるんじゃないかというふうに思いますんで、その辺もう一回確認の意味でお答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） お答えいたします。

今回、我々計画いたしております農業公園につきましては、泉南市の花弁栽培の関係で花卉団地を集約するというところで計画をいたしておりますし、花卉組合等でも既に計画の段階からそういう話もあります。ですから、当然農地部分につきましては、造成をした中で公社の方が工事費をオンして農家から買収するという形になりますので、当然農家の経営体質の問題もありますけれども、その中で我々として公社の方に申し上げておりますのは、極力安い価格で売却をしてほしいという要請も行ってあります。

ですから、今後そういう入植者との協議が公社とございますので、その辺は十分我々としても見きわめて、買収価格等についても高くないような形で協力はしていきたいなというふうに考えておりますし、今後とも入植者につきましてはの支援策等も市・府共同で行っていかなきゃならない課題であるというふうに考えておりますので、その辺は今後工事の進捗に従って、その辺の分についても十分調整をした中で進めていくということと考えております。

以上であります。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 皆さんの今の論議を聞かしていただいて、十分納得できたことではありませんが、事業部長の答弁の中でも、花卉栽培をしておられる農家の方は、以前より大変大きなお金を準備しないと花卉団地の方に農地を引っ越しできない、花卉を栽培するための農地を手に入れることができないと。だから、早くそういう一定の状況、自分たちが花卉団地に入れるような状況をつくり出してほしいと。しかし、これは府の事業です

から、直接泉南市がかかわっていける部分ではないとは思いますが、そういう方向づけをちゃんと市としても示してほしいというふうな声が私たちにも寄せられていますので、今の答弁聞かしていただいて、不十分ですけども、ぜひ今後努力をしていただきたいというのが1点です。

それと、農業公園の方では、泉南市の事業ですから、泉南市の財政の負担が大きいのしかかってこないようにぜひ大阪府と交渉されて、多くの補助金を出していただけるような、事業が本当にしやすくなるように府の力をかりれるような方法も講じていただきたいと、そう思います。

それから、もう1つは、山の開発問題ですけども、そういう開発が起こったことによって金熊寺川などの水害問題なんかも当然心配されて、大阪府としても改修を進めるように努力をしていこうという方針が打ち出されたんですが、ちょっと悪いんですけど、一言だけで結構ですので、金熊寺川の改修問題での経過報告を答えていただいて、できるだけ早く岡中住民を安心させていただけるようにと、こう思っていますので、それだけお答えください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 金熊寺川の関係でございますけれども、直接河川の関係は私関係ないんですが、農業公園の関係がございますので、ちょっと答えさしていただきたいと思います。

まず、農業公園を造成するということで地元へお話をしたときに、やはり水の心配があるということがございました。ですから、我々としても公園造成については、今かかっておりますけれども、調整池の工事が一番先だということで、安全率を見た100年確率の調整容量のある調整池について現在建設をいたしております。それについては、地元には十分説明をして御理解をいただいているというふうに考えております。

それとあわせて、大阪府に対しまして金熊寺川の河川改修については要望をいたしまして、9年度から50ミリ確率ではございますけれども、工事に入っていくというふうに聞いておりますので、用地買収等も伴いますけれども、その辺の体制も組んでおるといいうふうに岸和田土木事務所の方から聞いておりますので、順次改修工事に入っていくというふうに考えております。ただ、我々としても、下水道部とともにその河川改修工事が早く進捗するように引き続き要請はしてまいりたいというふうに考えており

ます。

議長（林 治君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。本予算について変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

43ページをお開き願います。その補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、工事が年度内に完成しないこと、また大阪府が施行する南部流域下水道事業の繰り越しが確定したことにより、繰越明許費として7,703万5,000円を補正したものでございます。

内訳としましては、下水道事業1件で6,622万8,000円と、流域下水道事業の1件で1,080万7,000円でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、本報告の説明とさせていただきます。

ます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——松原君。

2番（松原義樹君） 過日、5月の何日かに男里の方の住民集会といおうか、総会がありました。その席で、例えば質疑があったときに、こういうことを言われました。下水道事業が30年かかって、そういう長い時間がかかるということはわかってると。でも、供用開始といおうか、これを一番早く、地元であるといおうか、最終終末処理場に近いところの男里浜区は、少なくとも全戸即日やるような言い方でこの意見に対して賛成してきたと。でも、きょう現在、男里のバンドー化学の方から入ってくるあの道筋ですね。あの分についてはまだいっこも管すら入れてないという状態を言われました。下水道全体の中でお金がどこにどういうふうに行ったんか、この中でもわかりませんが、その辺については、私、過日聞いたときに、7月には少なくとも設計ができて、そのものについて報告されるというふうに聞いております。そこら辺についてどうなってるか、現在の状況をお知らせください。

以上です。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えいたします。

今年度発注するよう計画をしている予定でございます。9年度で計画をしているわけです。

議長（林 治君） 松原君。

2番（松原義樹君） 私もわからんようになった。どのように説明というか、質問さしていただいたら、私の趣旨に対してお答えいただけるんやろ。7月という話もしました。私が聞いているのは、7月か9月か、今年度というのはもう始まるとるわけでしょう、3月から。発注するのはいつですか。そしてまた、それがどういう格好で——私はもっと大きな問題があると思いますよ。工場の排水をお受けにならんなら、工場排水を下水道の方に組み込まんなら、その問題は解決できないというような話を聞いております。

それと、もう1つ、男里川がありますね。男里川の横を通すというのを、それができないような理由があったから、藤之川の方ですか、蟹田川か藤

之川のところを来るということになってますね。その話まで聞いているのに、ことしどないして発注できるんですか。御説明ください。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

藤之川沿いの下水道工事でございますけども、今年度夏を目途に発注予定をしているというところでございます。

それから、その後御質問のありましたルート変更の話でございますけども、岸和田土木、河川管理との調整がございまして、排水ルートを変更し、当初の所期の目的の排水をしていこうとするもので、この工事を発注するものでございます。

議長（林 治君） 松原君。

2番（松原義樹君） 3回目ですからもう1回で。

そしたら、今年度夏というのは8月ぐらい、いつごろですか。8月と言いましたか、今。

それと、径がありますね。それは工場の排水も入れて何ぼということになったんですか。それもお答えください。

それで、もう藤之川の水、大里川の水、それがこれだけの量と。1分間とか1時間とか、そういう言い方があるでしょうけど、それによって今度湾岸の一番最後、大阪府が今最後の整備をしているはずですね。その整備をしてるときの暗渠にしてしまうということですよ。その下水道の方の量が、水の入ってくる量が決まったら、1時間当たり何トンとか決まったら、それを暗渠にするということを言うてるはずですよ。それに対して流す量は、下水の方で何ぼいったからということとはわかりますか。わかる範囲内で答えていただいて、私の最後の質問にします。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 南大阪湾岸南部下水道事業でございますけども、計画といたしましては、家庭排水、工場排水を含めて計画をして、管の径などを設定しております。つきましては、今回発注される工事におきまして、必要な径を見込んで発注するというものでございます。

議長（林 治君） ほかにございせんか。————以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の45ページをお開き願います。平成8年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

47ページをお開き願います。補正の内容でございますが、平成8年度において基金運用利子に追加が生じたため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万円を追加し、1,908万7,000円から1,919万7,000円とするものでございます。

52ページをお開き願います。増額の内容につきましては、汚水処理施設管理基金定期預金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、本報告の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読いたします。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 報告第4号の内容の説明を申し上げる前に、議案書の57ページの方でございますけれども、内容に訂正が生じたので、本日正誤表の方を御配付申し上げております。大変申しわけなく、訂正をお願い申し上げたいと思います。

それでは、報告第4号につきまして内容の説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、総配水量の増加と自己水の若干の減少で府営水を購入する必要が生じ、専決したという内容でございます。

詳細につきましては、57ページでございますが、平成8年度大阪府泉南市水道事業会計、今回の補正予算の説明書となっております。この中で、節の部分で受水費となっておりますが、これにつきましては、既決予定額が3億8,720万5,000円となっております。今回補正する金額ですが、659万円となっております。合計としまして、3億9,379万5,000円となっております。

そして、今回補正する金額の659万円の内容につきましてですが、府営水道の水量を8万5,830立方メートル購入したということですが、この量につきましては、年間の総配水量に対しまして約1%ということでございます。全体の日数にしまして、年間365日のうち約3日半相当の水量ということになっております。その不足をした8万5,830立方メー

ルに府営水の1立方メートル単価74円50銭を乗じて消費税率3%を加えた金額が、今回の659万円となっております。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

5番（成田政彦君） 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算説明書の中で、これは府営水が足りないということになっとるんですけど、少し水道の管理者にお伺いしたいんですけど、過日信達郷共有林野組合の水道水が無断取水されたということが明らかになっておるんですけど、今でも府営水が足りない状況で、こういう水が無断取水されたということは非常に大きな問題であると思うんです。その事実経過についてまずお伺いしたいのと同時に、いつごろから水道水が無断取水されたのか、それに対し市はどのような対応をされておるのか、それについて経過説明をよろしくお願ひします。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 林野組合会館の給水装置の設置に関する報告につきまして、せんだって産業建設常任委員会協議会の方でも御報告を申し上げましたけれども、これにつきましては、私どもの方でその申請のありました公認業者を呼び、内容の調査を実施しました。この調査につきましては、4月の15日、16日、18日の3日間にわたり内容の聞き取りを実施したということでございます。

その内容につきましては、いわゆる林野組合会館の竣工式典が平成8年の12月の8日に実施されたと。そのときには水道水が出ていたのではないかというような疑惑があるという御指摘がありましたので、調査を実施したわけなんですけれども、事実確認につきましては、その竣工式の前の平成8年12月5日にその林野組合会館内の配管の漏水検査とか水圧のテストを実施するにつれて通水をしたと、このように業者の方から調査し、確認をしております。そのまま平成8年の12月の5日から、私どもが正規にメーターを出庫したのが平成9年3月10日ということになっておりますので、この間無断で使用していたということになっております。

そして、その対応につきましてですが、当然ながら使用したと考えられる水道水につきましての料金は徴収をしております。これにつきましては、

先ほど申しあげました12月5日から3月10日までの使用した分、これは水道メーターを現在はもう設置しておりますので、その検針をしまして日割り計算により算定をいたしました。金額につきましては3,600円となっております。これはもう領収しております。

この業者につきましては、公認業者としてしてはならない業務内容ということでございますので、当水道部としまして、水道給水工事の公認業者に対して業務停止を命令したということでございます。業務停止につきましては、期間が平成9年の4月18日から平成9年7月の17日まで3カ月間の業務停止ということでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 水道当局は今認めたんですが、12月5日から3月10日まで信達郷共有林野組合が無断取水していたという事実がはっきりわかりました。

それから、泉南市水道事業給水条例によれば、違反した場合の違反処分というのが第41条に書かれておるんですけど、これのどこに当たるのか。

それから、もう1つお伺いしたいんですけど、12月5日に漏水検査に行って通水したと言うんですけど、この工事業者は、工事の設計及び施工について何も市と事前に話し合いはなかったのか。工事の施工、泉南市水道事業給水条例によれば、第12条の第2項、竣工後直ちに管理者の検査を受けなければならないと、厳しいこういう内容があったんですけど、12月5日に通水検査に市の職員が行って、その後何の指摘もなしに3カ月間水を使用したこと。市の水道部の職員が行ったんでしょう、通水検査に。それはどういうことで、どういう指摘があったのか、そのときその業者に対して。それから、信達郷共有林野組合に対してもどのような指摘をしたのか。

それから、ここには分担金とかいろんな問題が書かれとるんですけど、こういう水道水を引く場合には、泉南市水道事業給水条例で極めて厳しく書かれています。そういう問題について、12月5日通水しとったんだからね、こういう問題についても指摘はしたのか。水道料金は2カ月まとめて——条例にも書かれておるんですけどね、もう3カ月ということですから、そういう料金の問題についても、12月5日に通水検査に立ち会いな

がら 3 月 1 0 日まで無断に使用さしとったというこの点における市の責任は
どうなるのか、答えてほしいと思います。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁を申し上げます。

公認の今回の停止につきましての根拠ですが、泉南市水道給水工事公認
業者規定の第 3 0 条でございます。3 0 条には、公認の取り消し等、また
は停止ということで規定をしております。これに基づきまして、今回業務
の停止を実施しております。

それと、私どもの職員が実際工事のときに現場で立会しながら、どうし
てそういうふうは無断で通水をやっていたかという内容につきましては、
この件につきましては、本管を府道敷の歩道の中に埋設しておりまして、
その本管から今回の林野組合会館の方に引き込み管を引っ張るというよう
な工事内容でございます。つきましては、まず林野組合会館の方に通水を
するより前に引き込み工事だけを先に実施します。この実施をするにつき
ましては、当然府道敷ですので大阪府の岸和田土木事務所の方と協議をし
ます。そして、その協議が成立した後に工事を実施し、その工事を実施し
ましたのが平成 8 年の 8 月の 2 3 日と 2 4 日でございます。2 4 日に工事
が完了しまして、本来ですと引き込み管に対し通水しないようにキャップ
をかますと。いわゆるキャップをすることによって通水しないというのが
私どもの公認業者の方に対する指示でございます。そういう内容でキャッ
プどめをやっておったわけなんですけれども、実際は竣工式前に漏水のテ
ストとか水圧の試験とかいうことで業者が通水をやってしまったというよ
うな内容でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） 今の答弁を聞くと、疑問がもう数々出てくるんですわ。

今の答弁は全く答弁になってない。平成 8 年の 8 月 2 3 日に府道敷を工事
したという——大々的な工事ですわな。その工事をね、事業部に聞きたい
んだけど、まずそのことを知らなかったのかどうか。正式に府に申請した
んですけどね、水道管に穴を掘って、大きな本管に。

それから、キャップの問題なんですけど、これはちょっとお伺いしたい
んですけど、水を引いとっても林野組合というのは分担金払ったの。払っ

たの、お金。一般の人は、給水を申請するときは水道施設分担金というのが必要なんだけど、林野組合は払っとるの、そのお金、市に。それも払わずに無断給水しとったの。けしからんぞ。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 御答弁を申し上げます。

給水装置の工事の申し込みにつきましては、平成8年の6月11日付で申請がございました。しかしながら、先ほど議員御指摘のように、水道関係の分担金につきましては納付がなかったということでございます。市に対する納付金が全額納付された時点で水道部としましてはそのメーターを出庫しているということで、分担金も入っていないので、当然ながらメーターは出庫しなかったということでございます。

そして、平成8年の6月11日からことしの平成9年の3月の10日までの間は納付金がなかったからメーターを出庫しなかったということで、3月の10日にはそういう関係が全部クリアしましたので、当水道部としてはメーターを出庫したということでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） まだいろいろやりたいことがあるんですけど、この辺の一部分にとどめたいんですけど、要するにこの信達郷共有林野組合は、12月5日から3月10日まで分担金も払わず、キャップそのものもつけず無断で取水しとったということが今の水道部長の答弁で明らかになりました。先ほど言ったように、今水が府営水でも足りない、自己水が足りないという中で、こういう無断取水が3カ月も堂々で行われとったと。このことについては、私は今の水道部長の答弁では全く納得できません。今後、この問題についてはきちっと問題を明らかにし、どこに責任があるのか、市としては厳しくやるべきだと思います。その点、水道部長、どうですか。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

この盗水というんですか、こういうふうな水道水の無断使用ということで、当然ながら私ども水道部としての管理につきましては、責任は十分感じております。そして、公認業者の方が、キャップどめをして通水はしないということでの指導に対して通水をやったということで、業者につきましても十分な注意をしているということでございますので、どうかよろし

くお願い申し上げます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長に最後に一言お伺いします。

市長は、信達郷共有林野組合の竣工式に出席なされておるんですけど、そのときもちろん水道水を飲まれたかどうか私はわかりませんが、そのときどのようにこの水道の問題、まさかそんなことはないと思っていたと思うんですけど、その点について、もしこういう事実があったとしたら、管理者として厳しく対応をする必要があると思うんですけど、その点はどうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、そういうことをその時点では知らなかったわけですが、結果としてそういう異常な事態になっておったということですが、これは大いに我々も反省をし、また業者に対しても厳しい措置を行ったところでございますし、また水道部に対しましても、今後かかることのないように体制の強化、あるいは管理、監督の強化という面で強く指示もいたしております。大いに反省もいたしております。今後、こういうことのないように努力をしてみたいと存じております。

議長（林 治君） ほかにございませんか。

〔北出寧啓君「動議、議長」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 何の動議ですか。今、議案の審議の最中ですが。

〔北出寧啓君「泉南市政治改革検討委員会の設置について」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 今は質疑の段階なんですよ。

〔北出寧啓君「今、終わったでしょう」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 終わってませんよ。今、議案の質疑はありませんかと言うてるところですよ。ほかに質疑はございませんかと言うてるんですが。

〔北出寧啓君「終わったら動議」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかにございませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 専決甲4号、水道事業会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論させていただきます。

補正予算そのものは賛成をするわけではありますが、今質疑があったよう

に、水道の不正な問題、またこのことは、建築の関係においても違法建築問題が明らかになっております。いまだに市民の前にきちっと市がこのことを報告していないのは遺憾であります。水道の公認業者の指名停止は行ったようでありますが、それを申請した設置者、いわゆる建設会社ですね、工事中の水はどうであったのかも明らかにされておられません。このような全体の問題をきちっと市民の前に明らかにすることを求めて、賛成の討論にさせていただきます。

議長（林 治君） ほかにございますか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

〔北出寧啓君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 北出議員。

25番（北出寧啓君） 泉南市政改革検討委員会の設置について。泉南市議会においては、贈収賄事件を初めとした数々のスキャンダルが取りざたされ、市民の政治不信、議員不信がさらに深まっているにもかかわらず、各議員による当該議員に対する批判は当然のこととしても、議会として今後どうあるべきかについてはほとんど議論されず、市民の期待にどれほどにもこたえられてはいません。とりわけ、市民に対する責任として、政治改革について、知る限りにおいてほとんど論議の日程にも上ってはいません。今、抜本的な地方自治法の改定を来年に控え、地方主権の時代が足音を立てて迫ってきているとき、本市議会が我が国や我が市に蔓延する政治不信、議員不信を払拭し、市民が望み、また期待する新しい時代に合った新しい政治を実現すべく、まず政治改革全般にかかわる山積みされた数々の問題に……。

議長（林 治君） ちょっと北出君、何の動議かちょっとわからないんですよ。

〔北出寧啓君「あと2行、あとちょっとで言います」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 2行じゃないですよ。それはおかしいんですよ。議題を言って、動議に賛成者があるかどうか分からないままでは、そういう話をされると困るんです。だから、成立するかどうかをまず聞かなければならないんですよ。だから、発言を求められたから指名はいたしました。動議があるなら動機があるということで、賛成者があるかどうかを確認したいんです。

〔小山広明君「議長、議事進行について」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 今の北出議員の発言は、趣旨説明をもうしとるわけですね。だから、何の動議かということをやちゃんと手続を踏んで、その上で趣旨説明をやって、手続を踏んでもらいたいと。もうずっと中身に入って延々とお話ししておるんでね、これはやっぱりルール上も問題ですから、北出君にはちょっとちゃんともとに戻してやっていただきたいと思います。

議長（林 治君） 一たんお座りください。北出君、動議があるなら動議があるということで、賛成者があるかどうかを確認してから、入りたいと思います。改めて北出君、動議があるんなら言ってください。北出君。

25番（北出寧啓君） 泉南市政治改革検討委員会の設置について動議を提出いたします。

議長（林 治君） 賛同者はないんですか。

〔「賛成」「反対」の声あり〕

議長（林 治君） 異議がございますが、賛同者が3名以上ございます。

これより日程に追加するかどうかについての採決を行います。

ただいま北出君から泉南市政治改革検討委員会の設置についてを日程に追加し、議題にされたいとの動議が出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） 異議ありの声がございますので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立少数であります。よって泉南市政治改革検討委員会の設置についての動議は、否決されました。

次に、日程第7、報告第5号 平成9年度泉南市土地開発公社経営状況について、及び日程第8、報告第6号 平成9年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、ただいま一括上程されました報告第5号及び第6号の2件について御説明を申し上げます。

いずれも平成9年度当初予算に関するものでございまして、去る3月31日の公社評議委員会・協会顧問合同会議で審議了承され、同日の公社、協会の理事会におきまして認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

平成9年度の当初予算の編成に際しましては、本市の一般財源が厳しい状況にあるということにかんがみまして、本公社、協会予算も緊縮型予算といたしまして、歳入の確保に努める一方、歳出につきましては、事業費、管理費など投資的経費につきましては、必要最小限の予算計上となっております。また、できる限り不用額が生じないよう極力配慮いたしましたところでございます。

その内容でございますが、まず報告第5号、平成9年度泉南市土地開発公社経営状況から説明をさせていただきます。

63ページをお開き願います。収入支出予算の総額は、それぞれ8億5,021万4,000円と定めるものでございます。借入金限度額につきましては、8億1,479万8,000円以内と定めるものでございます。

次に、支出予算でございますが、65ページからお開きいただきたいと思います。事業費といたしましては5億8,864万5,000円でございます。その内容につきましては、61ページから62ページにかけての土地取得計画に示しておりますとおり、仮称泉南市農業公園用地、信達樽井線用地等4件の先行取得分でございます。また、その他といたしましては、保有財産の管理費、職員人件費、事務費、それから借入金の支払い利息並びに借入金を償還するための予算でございます。

これに対しまして収入予算につきましては、64ページに事業収入とし

て3,290万円を計上いたしております。その内容につきましては、62ページの土地売却計画に示しておりますとおり、信達樽井線用地等2件の売却収入でございます。その他の収入といたしましては、借入金、事業外収入となっております。

続きまして、報告第6号、平成9年度財団法人泉南市開発協会経営状況でございますが、本予算も公社予算と同様、緊縮予算編成とさせていただきます。

その主な内容は、議案書75ページをお開き願いたいと思います。収入支出予算の総額につきましては、それぞれ4,212万円と定めるものでございます。また、借入金の限度額につきましては、4,083万8,000円以内と定めております。

支出予算につきましては、77ページ以下にお示しをしておりますとおり、保有資産の管理費、事務費、それから借入金の支払い利息が主なものでございます。

これに対しまして収入予算につきましては、76ページに示しておりますとおり、借入金が主なものとなっております。

以上、簡単でございますが、報告2件の説明を終わらせていただきます。何とぞ御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——
——和気君。

13番（和気 豊君） 今回、8億になんなんとする借り入れ額が計上されておるわけですが、これでこれまでの借り入れ総額は一体幾らになるのか、お示しをいただきたい。

そして、単年度のこれに対する返済利息ですね、これがどの程度になっているのか。元利返済ですね、これについてもお示しをいただきたい。

それから、泉南市農業公園用地4億5,000万ほどが提案されているわけですが、この用地取得はこれが最後なのかどうか。これを一般会計で事業化する場合は買い取るわけですがけれども、大体農業公園に係る総事業費は一体どの程度になるのか。

それから、先ほどから非常に懸念の声が強く出ておるわけですが、いわゆる花卉団地と一緒にこの事業が進められていくと。こういうことで、花卉団地そのものの成功がこれには大きなかわり合い、大前提になってい

る。こういうことなのですが、花卉団地がいわゆる呼び込み方式と。造成をしてしまっていて、後で来てくれるかどうか。この来てくれるという事前の確約はないわけですね。今、農業を取り巻く情勢は、非常に厳しい。こういう中で、果たして関係農家がこの用地を取得しない場合、農業公園のこの構想、大前提がもろくもついえさってしまう。そういう今問題になっている呼び込み方式ですね、これをとっておられる。こういうことで非常に懸念をするわけです。そして、それも多くを借金で行っていると。こういう行政のあり方、プロジェクトのあり方、これは今後大いに問題にしなければならぬと思うんですが、その辺の今後のあり方、あわせてお示しをいただきたい。

議長（林 治君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 2点の御質問についてお答えさせていただきます。

借り入れ総額ですけれども、平成8年度末の決算では、土地開発公社は103億の借り入れ総額を持っております。そして、平成8年度に新たに12億の土地を購入いたしました。そして、樽井の駅前広場で3月末に事業部の都市計画課の方から6億の返済をしていただきましたので、総額としては今年度約6億の借り入れ総額がふえたという計算をいたしております。8年度の決算ベースでは、恐らく103億の借り入れ総額が109億になるのではないかと、我々はこのように予測いたしております。そして、単年度の利息ですけれども、例年約2億1,500万、この程度の利息を銀行等にお支払いしているというのが現状です。

以上です。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず農業公園、今回上げさしていただいております用地費で終わりかということでございますけれども、今回上げさしていただいておりますのは、公園部分を我々としては100%取得したいということで上げさしていただいておりますので、これでほぼ終了というふうに考えております。

それと、事業費の関係でございますけれども、公園部分の用地といたしまして事業費で10億、それと工事費で14億、合計24億を見込んでおります。

それと、入植者の関係でございますけれども、現在まだ確定はいたしておりません。今後、土地開発公社が造成するについて、当然その辺の見込みも立てた中で造成していくというふうに我々思っておりますけれども、その辺は今後十分公社の方と調整をした中で事業に着手していただくというふうにしたいと考えております。

以上です。

議長（林 治君） ほかにありませんか。———以上で本 2 件に対する質疑を終結いたします。

以上で本 2 件の報告を終わります。

ただいまより 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

午後 0 時 6 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9、議員提出議案第 9 号 関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する 1 0 0 条調査委員会の設置の件についてを議題といたします。

本件につきましては、提出者を代表して和気 豊君より提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

1 3 番（和気 豊君） 御指名をいただきました和気 豊でございます。

議員提出議案第 9 号、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する 1 0 0 条調査委員会の設置の件について、提案の趣旨並びに内容について御説明申し上げます。

2 月 2 5 日以来、連日新聞、テレビなどで報道されてまいりました関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回に絡む贈収賄容疑で、4 月 1 7 日、堀口、山内両議員の逮捕、そして検察庁は立件できるとして 5 月 7 日、起訴へと踏み切りました。市民の皆さんからの圧倒的な声として、白紙撤回にかかわる疑惑の解明、議員の政治的・社会的道義が厳しく問われている今、もうこれ以上手をこまねていることは許されません。

過去においても、汚職とタマネギのまちとして汚名をちょうだいした泉南市と、これを許してきた泉南市議会は、あのとき行政事務汚職調査特別委員会を設置し、真相究明に全力を挙げ、二度と同じ轍を踏まないこと、すなわち再発防止を市民に誓ったはずであります。今こそ当市議会が 1 6

年前を振り返って、当市のまちづくりの将来に重要なかわり合いを持つ関西国際空港全体構想反対決議白紙撤回にかかわって市の空港関連事業のあり方について調査を尽くすとともに、議会自身が求められている自浄作用を発揮し、清潔で市民の負託にこたえられる議会に再生をしていくためにも、調査権を発動できる100条調査委員会の設置を提案してまいります。

次に、内容についてであります。お手元に配付申し上げております議案の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず第1に、調査事項についてであります。本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。(1) 関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する事項。

2、調査方法についてであります。本議会に委員9人をもって構成する関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会を設置し、当該特別委員会に関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求める権限を付与して調査させる。

3番目は、調査に要する経費についてであります。当面100万円以内とする。

4、閉会中の調査及び調査期間。関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上でございます。

議長(林 治君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありますか。

——— 巴里君。

8番(巴里英一君) ただいま和気議員の方から、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する100条調査委員会の設置の件についてが提案されました。私も100条調査の何たるかは一定心得ているつもりではありますが、ましてや先輩議員であります7期も務めてはる和気議員ですから、それ以上のことを心得てはると思いますが、私も若干わからないところがありますので、その点お答えいただければ幸いです。

1点目は、地方自治法に基づく100条調査というものは、本来的には行政の事務に限られるというふうになっております。そういった点では、その事務も一定方向性を明らかにしなきゃならないということに規定されております。あるいは判例実例がございます。そういう点が言われておりますけれど、その点に対してどのようにお考えなのか。

そして、提案事項に「関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する事項」とあるが、「関する」とは一体何を言うのか、それも具体的に御説明をいただきたい。

また、その中の理由には、「議会内部にも調査に値する事件が惹起している」となっていますが、そのことは具体的に何か。そして、そのことが再発防止ということで提案されておりますが、それは本来なら、議員が個々に行った場合は議員の倫理に基づく問題であって、議員の倫理に基づく問題まで議会が踏み込めるんかどうか。ましてや司法がそれなりに求められておるものを越えることができるかどうかという点をまずお答えいただきたいと思います。その点、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 第1点目の地方自治体の事務にかかわってのみ調査が付与されるのではないかと、こういうことについてであります。まさにそのとおりでございます。提案の趣旨でも申し述べましたように、まず第1に関西国際空港反対決議の白紙撤回と市の空港関連事業の関係について、これをまず明らかにしなければならないと思います。そして第2に白紙撤回に絡む贈収賄疑惑、これは先ほども申し述べましたように既に立件され起訴の段階にまで至っておりますが、しかし議会みずからその疑惑の有無と市の空港関連事業に与えた影響など、この問題は市のまちづくりのあり方に重要なかわりを持つ問題であります。市民が主人公として、その立場に立って民主的かつ能率的に空港関連事業が執行されてきたのか、その内容と背景、効果などを調査する、ここに100条調査委員会の設置の意義があると思います。再度申し述べたいと思います。

それから、100条調査委員会自体は議会の権限であっても、いつでも何にでも縦横無尽、好き勝手に発動できるものではありませんし、そして個人の問題については、プライバシー等の関係で極めて制限をされているところであります。私は、検察当局やあるいは司法当局が調査するような

いわゆる贈収賄事件のその中身に立ち入って、授受の金額の中身や量刑の中身について調査するのではなく、まさに議会が付与されている調査権限、議案を審議していくというその権限の内において、これが起こった背景、その内容について調査をする、こういう提案をしているところであります。おのずから司法当局が調査する中身と、我々がその背景や内容にのみ限って調査するその中身とは本質的に違う、こういうことで私ども議会は、みずからの自浄作用の一環としてこのことを大いに調査すべきである、地方公共団体の事務にかかわって調査をすべきである、こういうふうに考えています。

以上であります。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） 私が質問をしたのは、そのとおりであります。というのは、私は、「議会内部にも調査に値する事件が惹起している」という文言を明確に、「惹起」とは何をもって行うのかということをお尋ねしているわけですね、1点は。関連ということであれば、いわゆる空港事業に絡む関連であれば、当市の議会においては空港特別委員会というのがございます、御承知のように。あなたの会派の方も2名入っていると思われませんが、その中でどうしても解き明かせないという場合に、本委員会においてはこれは解明できないということであれば、この解明を求めるということで改めて僕は本来は出すべきだろうと思う。その委員会を放置しながら、その委員会に調査権あるいは審議権を何ら問うことなくこのことをやるということは、若干時期尚早ではないかというふうに思っています。

先ほど申し上げましたように、議会内部にも調査に値する事件が惹起している——皆さん方もニュースや新聞を読みますと、非常にたくさんいろいろ書かれております。具体的に申し述べませんけれども、そういった意味では、今おっしゃっている問題の中で、具体的にこういう関係議員が直接関与し、議員同士で授受したという問題で各市議会で100条調査の例がありましたら、挙げていただけませんか。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 後先になりますが、質問にお答えをしまいたします。

議会に与えられた最高の権限であります調査権、これはもう既に巴里議員も御案内のように、議員個人にも常任委員会及び特別委員会、空港対策

特別委員会にも調査権は認めておらない、これが判例実例であり、またこれをひいての今の明確な学者の見解であります。調査権が罰則による担保を有する極めて強力なものであるから、その主体についても慎重を図ったものであり、調査権限を委員会に与えなかったのは、地方議会の構成及び実態に即して、例えば12人というふうな議会構成のところもあります。そういうことに即して、議会そのものの権限として、議会が決定をした調査特別委員会にのみこれを与える、こういうふうになっているところでもあります。

それから先ほど、議会の中でもいわゆる調査に値するような問題が惹起している。既にこのことについても議会では、2月25日の新聞報道を受け、26日の各派代表者会議で金銭の授受があったことが明確になっています。そして、泉南市議会議会与党会派連合——第1清新会、第2清新会——巴里議員が所属されているところではありますが、清和会、新政クラブ、ここが共同でお出しになっている討議資料にも、12ページに、北出議員が質問した中身を引用して、こういう部分があります。北出議員は与党系議員を代表し、冒頭、犯罪については疑わしきは罰せずというのが現行法だが、市長や議員にあっては、疑惑については自分自身がそれを払拭するための証明をしなければならないこと、また刑事事件に問われない場合ですら政治責任をとらなければならないことを強く訴えました。まさに私は、200万円の金銭授受、この事実そのものが社会的・政治的道義を問われる、いわゆる議会内部で調査を進めなければならない重要な問題だと、こういうふうに認識をしているところでもあります。

それから、こういう件について、他の議会でどういうふうな調査があったのかということではありますが、そこまでは私は調べておりませんので、また後日勉強して明らかにしていきたい、調査特別委員会等でもまた明らかにしていきたいなど、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） 提案議員が言われますように、やったことを正しいとは私は決して言ってないんです。それは議員の倫理にもかかわる問題ですから、このことは司法及びそれに関連するところで罰せられるものは罰せられるであろう。これは当然受けるべきものは受けたらいいんであって、

そのことでなしに、当然あるべき姿は、そのための立法社会ですから、日本は法治国家ですから、それはそれで我々容認しているわけです。

問題は、あなたがおっしゃる「議会内部にも調査に値する事件が惹起している」ということは、先ほど提案理由の冒頭に述べたことであろうというふうに推測するわけです。2名の名前を挙げられましたが、そのことにかかわって、そういうふうなものにかかわる100条調査が行われた議会がありますかと聞いている。提案される限りは、そのくらいのことはあなたは御承知だというふうに私は理解している。例えば、室蘭でも白鳥ビル建設にかかわる問題調査事件、あるいは公共事業に関する事件、花笠広場造成工事と、すべて公共事業及び行政の事務にかかわっての100条調査なんです。議員個人に対する100条調査なんてものはどこでもやってないということが私の言いたいところなんです、その点を明確に示していただきたいということが、内部に惹起しているという問題だと。そういう点をお答えいただければなと思います、その点はどうでしょうか。私は決して、先ほど申し上げたように、やったことに対して否定しているわけでも何でもありません。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの私の答弁の中に既に包括的に入っておったと思うんですが、いわゆる200万円のこの金銭授受の事実、これが明確に存在をしています。議員がいわゆる政治のあり方にかかわって金銭の授受をした、これはゆゆしき問題だというふうに思います。この一事をとってみても、そしてこれが泉南市の空港関連事業にどのような影響を与えてきたのか、問題はそこに中心があります。その量刑の中身とか、あるいは金銭授受の額が幾らであったか、そういうことを推定する、これが調査委員会の目的ではありません。こういう事件の背景、そしてこれにかかわって市の行政事務がどういうふうにかかわったのか、こういうことに中心を据えての調査でございます。巴里議員も認められているとおりの調査の対象の中身を私は提案しているつもりでございます。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） 議長に許していただいたら、100時間でもやれるという話がありますけど。

和気議員ね、あなたの主張していることは、結局は200万円の金銭の

議員同士の授受にかかわっての問題だというふうに、あなたが白紙撤回にかかわって発言されているわけでしょう。されてますね、先ほどからね。だから、そのことにかかわってとありますから、私はそれをお聞きしてるんですよ、惹起しているということは。背景はもうはっきりしているでしょう。はっきりしてますよ、調査されてますから。いや、はっきりしてますわ。だから、あくまでも議会における調査権は、100条はもう最大ですからね。だから、その場合、例えば虚偽の証言をしたりすれば告発権も有しているわけですから、最大これ以上の権能は持ってません。そのときに調査するものは、市の事務にかかわってということですから、その事務にかかわってということであるのか。それならば、この惹起云々は要らないんじゃないですかということ言うてるんです。

どこでも、これね、記録ありますが、そういう文言のような形の、議員同士のやりとりした文言の中での100条調査はでき得ていない。でき得ていないというよりも成立させていないということが、過去何十市かありますが、調べた結果、ここに出ています。こういう形での、かかわって、惹起してとか、議会内部でというような表現での形は余りないんですよ。議員と業者、行政とかかわっていくということでは関連する場合はたくさんあります。ありますね。いや、それはあなたに聞いてるんやからね、議長に聞いてないよ。ありますね。そういう意味では、あなたのおっしゃることとは矛盾はしませんかと私は聞いてるわけです。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） お答えを申し上げます。

まさに地方自治の主人公である市民が願うまちづくり、公正・民主的な能率ある行政のあり方、これにかかわって贈収賄事件の与えた影響、あるいは反対決議、これは重要な議員提起の議案でありました。これにかかわって金銭授受があった。これは単に金銭授受があったというだけのものではなくて、政治がまさに金銭で動かされたという重要な問題であり、そして空港関連事業、これはまさに公共事業であり、泉南市の昭和62年からこの10年間にかかわる最大の公共事業でもありました。これがどのように展開をされ、また将来まだ1兆数千億残っている全体構想にかかわってどのような影響を与えていくのか。こういう中身について、詳しくその背景をまさにこれから再発防止の立場に立ってこれを調査していく。

背景については既に明らかになっていると言われましたが、私は逆に、明らかになっているのであれば、それをむしろお示しをいただきたいし、私はまさにここにこそ、先ほども申し上げましたように調査委員会設置の存在意義がある、このように考えています。その背景が取り除かれることによって、再発防止、二度と繰り返させないその保障になる、このように考えております。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） ある程度論点の違いが僕あると思うんですね、立場上の違いもあるでしょうから。ただども、私が申し上げている問題は、限定されていると言うてるんですよ、調査は、100条は。限定されてますよ。あなた、されてないんですか。どこにそれ、されてないと書いてますか。これはありますよ。いや、限定されてますよ、調査権は。その調査にかかわって限定しなきゃならないということになっているんです。ドオーッと広げるということはできないと言うてるんですよ。関連だというようなことじゃないですよ。これにかかわって、これだということと言わなきゃならないと言うてるんです、私は。それを惹起しているからどうのこうのという必要はないんだと言うてるんですよ。それはこの白紙撤回に絡む行政における事務にかかわって、あるいは支出にかかわって100条調査しますというなら、意味はよくわかります。個々の議員が行ったことについてまでどうのこうのとは言えませんがと言うてるんです。そんな事例がありますかと聞いてるんです、私は。あなたはそれを知らない、わからないと言いますからね、わからなければ、もうそれ以上答えてもらう必要はない。

そういう意味で、議長、私言わんとしていることは、お互いにすれ違いもあると思いますけども、私は何も個人を誹謗、中傷するわけでもないし、当然受けるべきものは受けるし、それは司法あるいは法廷なり、それが裁くことであろうと思いますし、議会がすべきことは議会として行ったらいいという観点から質疑を申し上げたということで終わります。

議長（林 治君） ほかにありますか。———井原君。

1番（井原正太郎君） ただいまの質疑の中でも明らかになったと思うんですけども、今回こういうふうなことで、我々の同僚の議員が200万円授受というふうな、世間の物差しから見ても非常にかげ離れたことが事実行われたということは非常に残念でなるのでありますけども、そういった

中で、今このように100条委員会設置の形で突きつけられておるわけなんですけども、いずれにしても議会が調査権を行使し得る範囲というのは、その目的を達成するために必要な範囲に限られるというふうなことがうたわれております。したがって、今も巴里議員さんの方から質問されておりましたように、その範囲というものをしっかりしておかんと違った方向へ行くでというふうなことが大事じゃないかなというふうに思うんです。

したがって、過去にも私どもが聞く範囲においては、調査目的が妥当性を欠いた場合に非常に危険な方向へ走ると。例えば、政治的な非難、中傷に終わったり、あるいはプライバシーを著しく侵害して傷つけたりというふうなことがあってはならんよというふうな条件なり範囲というものがあろうかと思えます。そこら辺、再度説明をお願いしたいということが1点。

それから、この中で9人の委員をもって構成をしたいよというふうなことで提起されましたけども、その内訳はどういうふうなことを描いておられるのか。

さらに、100万円の経費をかけてやろうよというふうなことなんですけども、そこら辺の算定基準をどう置かれたかというふうなこと。

3点ほど御答弁をお願いします。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1点目に、目的を特定しなければ調査の方向づけがあいまいもこになり、また著しく方向性の違うことに及んでいくではないか、こういうふうに述べられました。私は、空港全体構想反対決議白紙撤回に絡む、これが最前提にある、こういうことで、それにかかわっての行政事務、そして同時にその行政事務に今回のこの金銭授受がどういうふうに影響を与えたか特定をされている、こういうふうに考えている次第であります。

それから、9人の委員をもって構成する、こういう点であります。これは今、泉南市議会には御案内のように8つの会派がございます。そして、この会派の構成人員は2名から4名です。ですから、各各派1名ずつ、合計で8名、そして1人会派、無所属の議員さんが3名おられますから、このうちから1名、9名というふうに考えている次第でございます。

それから、100万円、これは私少し引用いたしました昭和56年6月30日に設置されました行政事務調査特別委員会、これは18回ほど審査

をやっています。速記者等も入れているようであります。それで、この100万円というのは、これでは調査の進展いかんによっては足りない額だろうというふうに思いますが、差し当たってその額の根拠、議会費の中のいわゆる同一款内流用、こういうことで当面对処していかなければならない。どこを見てもそう多くの額を望めない、こういうふうに思います。今後不足する分については、この議会が議員のいわゆる調査権の発動、こういう意味を持ったものであるということで行政当局にも御理解をいただいて、補正予算の計上を図っていただきたい、こういうふうに思っている次第であります。当面100万の根拠については、速記者の費用弁償、それから証人、参考人などの日当、1人当たり7,500円という市の規定があります。速記者の費用弁償については非常に多額を要しますけれども、当面この範囲で調査を進めていく、足らざる分は補正予算にゆだねていく、こういうふうに考えている次第でございます。

議長（林 治君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今、答弁いただいたんですけども、今回のこの100条調査委員会というのは、100条第1項になじむかどうかというようなことも先般の代表者会議で問題提起された経緯がありますので、私はよほど慎重にやるべきやろな、暴走しては失敗するやろなというふうに思っております。本当に市民からこういう厳しい目で見られ、そして信用を落としたということに対して、今議会の中で、自浄作用と先ほど言われましたけども、本当に我々が謙虚になってこの的を得た100条の調査委員会を進めていかないかんのかなというふうなことを思っておるわけなんですけども、いずれにしても、逸脱したような、非常に拡大して人権あるいはプライバシーを大きく傷つけたり、あるいは政争の具にするような委員会であっては断じてならんというふうなことを申し述べて、最後は私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 治君） ほかにございますか。———北出君。

25番（北出寧啓君） 今の質疑をお聞きいたしております、なかなかちょっとわかりにくい。当該団体の事務に関するものという枠組みの中で具体的な事件を対象に行使するという点において、巴里議員も指摘されたように、また井原議員も指摘されたように、ちょっと対象が非常にあいまいで不明な部分が多いと。空港関連事業に関する調査特別委員会ですから、

わかりやすく言えば、例えば助役が絡んでいたとか、市長が絡んでいたとか、そういうことであれば行政事務が直接発動するということなんですけれども、議員というのは実際職務権限がほとんどないに等しいような形で、行政事務一般に抵触するということはなかなか難しい。一步譲りまして、もう少し具体的な対象をどこまで限定するのかということと、例えばそれに関連する調査といえは、当初からの関連でありましたら当該議員の家族あるいは関連企業とか、そうしたこともすべて呼び出して質問するのか、その辺はどの程度までその範囲を考えていらっしゃるのか。

それと、当然捜査二課に資料がほとんど没収されておりまして、この辺の調査関係をどのようにして行われるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 前半の御質問については、既に巴里議員あるいは井原議員の質問にお答えを申し上げております。ただ、議会が100条調査の議決を行う場合には、その調査の対象となる事件を特定しなければならない、これは言われるとおりであります。ここで特定とは、必ずしも個々に特定された事件のみを指すのではなく、一定範囲を限定した事件も含むものである、その範囲が客観的に明らかになれば特定の事件と解することができる、こういうふうな見解もございます。そのことを念のために申し上げます。

それから、調査資料が司法の場に押収されている中でどういうふうな調査が可能なのかということではありますが、昭和56年、新家土地区画整理事業をめぐる汚職事件が発覚したときに、行政事件調査特別委員会、汚職にかかわるこの調査委員会が設置されましたが、あのときにも資料が押収されてない、上げたこぶしを果たしておろせるのかなどの意見もありましたが、委員会を設置して調査を始め、約3カ月間、18回の審議を経て結論を出しています。資料がないという意見ですが、あの時期には関係資料が段ボールで60箱押収されました。今回は16箱程度だと過日の代表者会議で報告がありました。捜査を受けた対象も極めて限定されていると聞いております。市民の負託にこたえて調査していこうということになれば、調査についてはどの党会派についても否定をされておりません。それを特定できるかどうか、この辺に論議が集中しているわけありますから、当然調査特別委員会そのものの設置については否定されていない、こういう

ふうに思います。各会派に手持ちの資料の提供もその点で求めることができると思います。

そして、もう1点、この関係資料は、必要な資料については、多分3年前の関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にかかわるもの、すなわち94年3月ごろから6月までのものに集中すると思われませんが、空港問題を振り返ってみるとき、1981年運輸省が3点セットを提示して地元との共存共栄の空港を打ち出しました。そして1986年、埋立同意時に運輸省と府が地域整備や地元雇用、地場産業の振興策への協力など幾つかの約束をしてくれました。それが守られなかったことによって、反対決議がなされました。まさにこの反対決議は、開港を半年後に控えた運輸省、府との最後のせめぎ合いの凝縮点でもありました。そして、3カ月後に白紙撤回がされましたが、泉南市の議員であれば、この間の資料は個人的にも、また党会派でもファイル等とじ込んで蓄えられていると思います。泉南市の進路を決める重要な3カ月でもあったわけですから、及ばずながら私も、そして私どもの所属する党議員団も手持ちの資料があります。調査活動の進展のために、大いに活用していただければ結構だと考えています。そして、それが資料価値があるかどうかは、この当時の議会事務局の職員や空港対策室の職員にも御意見をちょうだいしながら確認していくこと、これもまさに調査活動の重要なポイントになると考えています。我々の調査活動は、事件が生じた背景、再発防止などについてであり、警察の捜査のポイントである犯人の特定や収賄額を推定したりすることではありません。この程度の資料で十分だと考えております。

以上であります。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 今ちょっと和気議員、調査方法、例えば当該議員の家族とか関連会社とか、そうしたことまで調査するのか、その範囲をどう考えているのかということについては答弁していただけてませんので、その辺をお願いいたします。

それと、和気議員の共産党泉南市委員会号外というのがございまして...（成田政彦君「関係ない」と呼ぶ）いやいや、関係ございます。白紙撤回へともに動いた向井市長のかかわりはとか、そしてすべて共同行動をとってきた市長初め行政の係がどういう役割を果たしたのかと。こういう関

連の中で100条委員会をというふうに書いてますから、これ一連そういう文脈の中で我々は理解さして... ..(発言する者あり)うるさい、何を発言するんだ。発言させる。

そういうことがここに書かれている。というと、100条委員会の対象はかなりあいまいなまま広がっていくのではないかと。そういう形で行政事務全般、市長を初め職員の事情聴取りを含めてそういうことをされるのか。このピラを読む限りは、そういうふうに記載されております。その辺も含めて、そうすると先ほど井原議員がおっしゃられたように、範囲を超えて、個人のプライバシーとか含めて、あるいは権力闘争も含めて、そういう形に拡大解釈されていくのではないかと。その辺の制限をどのようにされるのか、その一定の範囲を限定するというのもう少しわかりやすく説明していただきたい。よろしく申し上げます。

議長(林 治君) 和気君。

13番(和気 豊君) 先ほども御答弁の最後に申し上げましたように、警察の捜査のポイントと我々議会が捜査する、調査権を発動するその対象とがおのずから異なることは、自明のことです。犯人の特定や収賄額を推定したりする、これは私ども調査権の発動の範囲ではありません。ですから、これにかかわっての家族の問題、そしてプライバシーの問題については、今御指摘ありましたように、この委員会そのものがプライバシーを侵して存在する、そういう民主的なもの、人権を軽視するようなものではありません。そういう方向で、むしろ調査委員会に席を置いた議員がおのずからの良識を持って進めていかれる、私はそういうふうに考えているところでございます。

それから、もう1つ、何でしたかね。(北出寧啓君「調査方法を具体的に、どういう方を質問されて、例えば呼び出されて——基本的な枠組みだけでもいいです」と呼ぶ)それは委員会が設置された暁に、どういう方を証人、そしてどういう資料の提示を求めるか、あるいは証人でない場合に——証人ということになりますと、当然それにかかわってのいわゆる発言の中身、これが虚偽であれば告発される、こういうことになりますから、いわゆる参考人程度で招致をする、こういうことなどを含めて、まさに設置委員会でこの中身を決めていく。今、私がここでその中身にまで立ち入って提案するものではない、あくまでも調査委員会固有の事務内容として

お考えをいただきたい、こういうふうに考えます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） ちょっと僕は理解が乏しいのか、ちょっとまだ一定の範囲を限定するという形がなかなか理解できない。もう一回読み上げさせてもらおうと、調査方法に関しては、「関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会」ということがここで記載されておりまして、もう一度申しますけれども、日本共産党の号外に書かれましたように、白紙撤回とともに動いた向井市長のかかわりはとか、すべて共同行動をとってきた市長を初め行政のかかわりがどういう役割を果たしたのかというふうに明確に記述されてますから、この範囲を読み取っていけば、それは私は、今後堀口議員とか山内議員というよりも、むしろ市長を初めとした行政職員の調査に行くんじゃないかと。そういうことを考えていらっしゃるのか、いや、それは全くそういうことじゃなくて、当然議員間のその問題に限定されるのか、その辺をもう少し明確に明示していただきたい。でなければ、この文面を読む限り、あくまで行政事務一般ということで、市当局の贈収賄事件にかかわる関連というふうな形に私はどうしても読み取ってしまうので、その辺そうじゃなければ、そのような説明を明確にしていきたい。よろしくお願いします。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、御質問ありました点、これは調査の内容でありますから、大いに調査委員会で御判断をいただき、そこにおいて固有の事務としてお進めをいただきたいと思いますが、ともに動いたというその点については、もう既に北出議員も御案内のように、この反対決議の白紙撤回にかかわって重要なポイントがあります。1994年の6月の22日の府への要望、あるいは25日の対国への陳情交渉など向井市長が行動をとともにされていて、要望書そのものも、あるいは陳情書そのものも連記されている。独自に個々お出しになっているわけではなくて、連記をされている。こういうことなども調査の対象として一定論議に付されなければならないんじゃないか、こういうふうに思っているところであります。

今、党のピラを引き合いに出されましたが、私はこの提案の中身にのみ関して御答弁を申し上げていきたい。それはまた後日別な場所でお答えを申し上げます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） ビラはビラで説明していただくというのは、それは結構でございますけれども、どうも範囲が不明瞭であると。一定の範囲を限定する、あるいは特定するということの対象が、私はどのように今までの質問をお聞きしても非常に明確にはなっていない。だから、間違えば100条委員会の乱用になるのではないかという危惧がございます。これ以上申し上げませんが、私はその懸念を持って終わらしていただきたい。

以上です。

議長（林 治君） ほかに御質問ございませんか。——以上で提出者に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 議員提出議案第9号、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する100条調査委員会の設置の件について、清和会を代表して反対の立場で討論いたします。

まず冒頭に、去る2月25日以来、新聞、テレビなどのマスコミで報道されました市議会議員による贈収賄事件によりまして、6万泉南市民の皆さんに多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに対しまして、議会議員の一人として、また清和会の会派を代表して、ここにおわびを申し上げたいというふうに思います。

さて、本来、地方自治法第100条第1項に基づくいわゆる100条調査につきましては、当該地方公共団体の事務を対象にしているものであり、議会における通常の審議では解明できないときに用いるものであることは、私が申すまでもないことであります。そういった意味では、地方公共団体の事務から逸脱してはならないことはもとより、議会内部の事情により政争の具や党利党略のために用いることは、まさに邪道であると言わざるを得ません。また、そういったことは、本来の100条調査の限界を超えるものであると言わざるを得ません。

また、100条調査権は個別独立したのではなく、議会としての議決権、監視監督権の行使補助のために設けられた制度であることを考え合わせると、調査の必要性の判断については調査の目的とその事務の両面から検討し、客観的に地方公共団体の事務との合理的な関連性を有しているの

かどうか、調査目的の達成に必要不可欠であるのかどうかを検討した上で決めるべきであると考えます。

しかしながら、先ほどの議論の中でも、100条調査の内容や委員会設置の必要性に係る事柄について、議会内部の自律作用に属する部分と地方公共団体の事務に属する部分とが一緒にされ、整理がなされていなかったように思います。御理解をいただくためにあえて整理をいたしますと、議会内部の事柄について、1つは、議員間の贈収賄事件は、既に捜査当局において十分に調査をされていること。2つに、事件の経過や背景についても今後公判の中で明確にされること。3つ目に、白紙撤回そのものは、それぞれの議員みずからの判断で当然行われたことである。4つ目は、これは行政事務に関係することでありまして、空港関連事業の調査が必要であるとするならば、既にある空港問題特別委員会で審議ができること。もう1つは、白紙撤回に絡む市空港関連事業とは具体的に何なのか、そしてまたなぜそれが調査を必要とするのか疑問であること。などなどを見ましても、調査内容や委員会設置の必要性について疑問が残ります。

また、調査の方法についても、警察の捜査と議会の調査の違いが明らかにされず、今回の贈収賄事件の調査が主となるとするなら、そのことは警察にお任せをすればよいこととあります。そしてまた、仮に調査をするにしても、現在関係書類が押収されている中で詳細な調査が可能なのかどうか、現実問題としての認識を疑わざるを得ません。加えて言うならば、100条調査の本来の目的は、事件が生じた背景や問題点を調べ再発防止に努めるものであって、決して犯人を特定したり金額を推定したりすることではなく、市民から信頼される行政の体制を確立するための調査であることをあえて申し述べておきたいというふうに思います。

私ども清和会は、100条調査の内容や委員会の設置の必要性についての疑問、また調査手法や効果についての疑問に対し、今申し述べた理由をもちまして100条調査委員会の設置には反対をいたしますが、決して今回の事件に係る問題点を覆いかぶすつもりは毛頭ございません。本事件と地方公共団体の事務との関係をきちんと整理し、議会として審議ができ得る本会議、または空港問題特別委員会で問題点を十二分に議論を重ね再発防止に努めるとともに、6万市民から信頼される行政並びに議会の体制を確立してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上の理由をもちまして反対をいたしますが、議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます、反対討論といたします。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第9号に賛成の立場で意見を申し上げます。

今、この事件を市民がどのように見詰めておるか、そこを基本に今議会は何をしなければならないかを考える必要があると思います。私たちは、この事件が逮捕までいくのはなかなか難しいだろうといういろんな立場の声がある中で、4月17日、贈収賄事件として逮捕されたわけでありまして。確かにこの事件を贈収賄事件として立件していくのは、困難性があります。議員の心情、心の問題について、そのお金が影響をしたということを確認して、贈収賄事件として逮捕、また起訴したわけでありましてから。そして、このことは当然議会として明らかにしていく責任があることは、異論のないところであると思います。

まず、この問題にかかわるときに議会がどう取り組むのか、それは市民からも問われているということをも基本に置かなければならないと思います。困難性がある、だから難しいというような言いわけでは、市民の前にとっても説明のつく問題ではないと私は思います。議会がすべきこと、これがされておらないというのが今市民の正直な思いではないでしょうか。全議員が解明に取り組むという姿勢がなければ、この問題を本当に解明することは、なかなかより困難なだけに、その困難性にもう1つ困難性が重なって、市民から信頼を失っていくと私は思います。

市民の間で私たちは選挙をしてこの場におるわけでありまして、そこにもし金銭授受があれば、それは当然厳しく問われるものであります。その市民から選ばれた議員が世話になったから200万円を渡す、この金は危ない金ではないだろうと言ってもらって、その感覚がまず法律以前に問われておると思います。そしてその状況が、3年前の3月議会に地元約束したことを守らずに来ている新空港工事、計画のあり方に、議会として、このような姿勢を続けるなら次の2期は認められないというのは、最も常識的な議会の判断であったはずであります。

しかし、その後新しい市長にかわって、市長は公の会議の中で、この反

対決議を撤回してほしいということを申し述べました。私はそのときに、議会として反対決議が上がっているその状況の中で、少なくとも議会の意思を尊重するなら、その議会の反対決議の趣旨に立って行政運営をするべきではないか、そんなことを思って、そのような市長の発言は議会に対する干渉であるという意見を言ったことを今も覚えております。そして、わずか3カ月をして、私から見ればどたばた的な対応の中で、本会議中にわざわざ東京まで出かけて、土曜日に運輸省の役人を呼び出して要求を突きつけた。私は、このような異常な行動の中でこのお金が配られたことを、このことと関係がないと言って信じる人はないと思うわけでありませぬ。

確かに、警察が頑張り起訴されましたけれども、それはそれで警察としての役目を果たしていくものと思います。だから、我々は警察に任しておけばいいということで済む問題ではないことは、当然であります。宣誓をし、正直に申し上げるということをして、証人としてここで発言することの意味は、大変重いわけでありませぬ。そして、そのことがうそであるか本当であるかは、その人の実際の発言を聞いて、ここで多くの市民が傍聴する中で判断をし、そして議会や市政に対して市民が1つの判断をしていくということでは、私は極めて重要な議会の務めだと思ひます。議会には、地方自治法の中で、先ほども多く述べられております100条委員会という形で証人を呼ぶ制度が保障されております。このような事件が起きておるときに、この委員会を持たずにこの困難に困難な事件を解明していくということは、私はできないと思ひます。困難なことは一人一人の努力によってカバーをして、そして市民の前に明らかにしていこうではありませんか。

今、この100条委員会に前向きでない人たちの間から、100条をつくっても一体何ができるのか、警察が資料を持っていておるのに警察の10分の1も解明できないではないかという、ある意味で人ごとのように発言をすることは、私は残念であります。そうではなしに、この問題が一人一人の責任と言うならば、みんながこの問題について解明をすることが、ある意味で今この事件の当事者である人たちに対しても、私は正しい処置方であろうと思ひます。そういうことをしない限りいつまでも疑いが残り、議会に対する不信が増幅されていくだけであります。

そういうふうなことを広く考えていただいて、政治家としてこの100

条委員会の設置に賛同いただき、みんながこの事件の問題の解明のために努力をしていこうではありませんか。皆さん方すべてがこの問題の全容解明に全力を尽くしておるということは、たびたび発言しております。であるならば、このことに対して形をもってこたえる責任があります。そうでなければ、言うこととやることは違うと言われても仕方がないと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 藪野君。

24番（藪野 勤君） ただいま議長のお許しを得ましたので、議員提出議案第9号、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する100条調査委員会の設置の件について、第1・第2清新会を代表いたしまして、今回の100条調査委員会の設置目的が「市空港関連事業に関する調査委員会の設置」とありますが、ただいまの質疑でも明らかごとく、実質については今回の収賄事件の調査が主体となると予想され、私が調べました行政実例によると、100条調査委員会の設置目的が議会内部の自律作用に属するものについては、適当とは認められないとの見解がなされており、この法的解釈からしても、100条調査委員会の設置には無理があると判断するものであります。

また、今回100条委員会を仮に設置したところで一体何が見出せるものであるか、甚だ疑問でもあります。いたずらに司法のまねごとをしたり、議員間、政党間の非難や中傷に終始するようであれば、全く無意味なものであります。成果としては何物も期待できないものと言わざるを得ない。我々議員は、このようなときこそ法に照らし、そして適正な判断と今何をなさねばならないかを考えねばならないと思います。市民の目を一時的に引き寄せようとするがごときスタンドプレーを目的とするような案件には、全く賛同することができないものであります。

議員各位におかれまして、意とするところを十分に御理解をいただき、設置反対に御賛同願いますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

以上。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、議員提出議案第9号、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業

に関する100条調査委員会の設置の件について賛成討論を行います。

関西国際空港の全体構想に対する本議会の反対決議をめぐって、山内市会議員を収賄の罪で、堀口市会議員を贈賄の罪で大阪地検特捜部は5月7日それぞれ起訴しました。起訴状によると、堀口被告は、1994年3月に本市議会で可決された関西全体構想反対決議の撤回を企て、同年中旬撤回決議への賛成を働きかける趣旨で山内被告に現金200万円を渡したと新聞報道ではなっています。

言論の府である議会で200万円というお金が動くことによって決議が左右されるなどということは、あってはならないことであります。市民から選ばれた議員として、贈収賄事件の背景に市の空港関連事業がどのように関連したのか、なぜこのようなことが起きたのか、また今後再び起きないために真相解明するのは当然であります。

100条調査委員会は、地方自治法に基づき議会に与えられた調査権を持つ委員会であります。また、調査に対しては、虚偽の陳述、証言拒否、不出頭、記録の不提出に対しては、議会が告発し、制裁に処する極めて強力な権限を持つ委員会です。私は、100条調査委員会を設置して真相究明するのは賛成であります。

以上であります。

議長（林 治君） ほかに討論はありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第9号を採決いたします。

本件については、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において本件についての可否を裁決いたします。

本件については、議長は原案のとおり可とすることに決しました。

なお、本件については、9名の委員でもって構成する関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終結まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 6 分 休憩

午後 4 時 4 6 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 7 分 休憩

午後 9 時 9 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さらにお諮りをいたします。先ほど設置されました関西国際空港全体構
想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会委
員 9 名の選任については、議長において指名することにいたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名する
ことに決しました。

これより指名いたします。

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関
する調査特別委員会委員に、

1 番	井 原 正 太 郎 君
8 番	巴 里 英 一 君
1 1 番	上 野 健 二 君
1 2 番	真 砂 満 君
1 3 番	和 気 豊 君
1 8 番	上 山 忠 君
1 9 番	角 谷 英 男 君
2 2 番	西 浦 修 君
2 4 番	藪 野 勤 君

の以上 9 名の諸君を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会委員に選任することに決しました。

この際お諮りをいたします。小山広明君外5人から議員提出議案第10号、山内馨議員の議員辞職勧告決議が提出されております。

この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。この際議員提出議案第10号 山内馨議員の議員辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第10号 山内馨議員の議員辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることは、可決されました。

この際議員提出議案第10号 山内馨議員の議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議長（林 治君） 本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

3番（小山広明君） 大変遅くまで御苦労さまでございます。

議員提出議案第10号について、お配りしております案文を朗読して提案にかえさしていただきたいと思っております。

山内馨議員の議員辞職勧告決議（案）

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回をめぐる収賄容疑で山内馨議員が平成9年4月17日に逮捕され、同年5月7日には起訴されている。

収賄容疑にかかわる司直の解明には、これから日時を要するものの現段階でも200万円の金銭授受の事実はすでに明白である。

政治が金で動かされることは、清潔な政治を願う市民の信頼を裏切り、

併せて議会の権威と信用を失墜させたことは明白である。

よって、泉南市議会は山内馨議員の政治的・道義的責任を厳しく問う立場からも、議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成9年5月16日

泉南市議会

よろしく御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。谷 外嗣君外5人から議員提出議案第11号 堀口武視議員の議員辞職勧告決議が提出されております。

この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。この際議員提出議案第11号 堀口武視議員の議員辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第11号
堀口武視議員の議員辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることは、可
決されました。

この際議員提出議案第11号 堀口武視議員の議員辞職勧告決議につい
てを議題といたします。

議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議長（林 治君） 本件に関し、提出者を代表して谷 外嗣君から提案理
由並びに趣旨の説を求めます。谷 外嗣君。

10番（谷 外嗣君） 議員提出議案第11号 堀口武視議員の議員辞職勧
告決議につきまして、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

堀口武視議員の議員辞職勧告決議（案）

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回をめぐる贈賄容疑で堀口武視
議員が平成9年4月17日に逮捕され、同年5月7日には起訴されている。

贈賄容疑にかかわる司直の解明には、これから日時を要するものの現段
階でも200万円の金銭授受の事実はすでに明白である。

政治が金で動かされることは、清潔な政治を願う市民の信頼を裏切り、
併せて議会の権威と信用を失墜させたことは明白である。

よって、泉南市議会は堀口武視議員の政治的・道義的責任を厳しく問う
立場からも、議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成9年5月16日

泉南市議会

どうぞよろしく願いをいたします。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありません
か。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、

本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。長時間にわたり慎重なる御審議を賜りましてまことにありがとうございました。

これをもちまして平成9年第2回泉南市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後9時24分 閉会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 林 治

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修